

第1日

平成28年2月23日（火）

午前10時零分開会

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより平成28年第1回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は16名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から3月17日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの24日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

9番 稲富一實議員

10番 中島秀樹議員

を指名いたします。

次に、施政方針について市長より説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成28年第1回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本議会は、市政運営の基本となる平成28年度の当初予算を初め、多くの重要な案件について御審議をお願いするものであります。

したがって、その冒頭で私の平成28年度における市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、政府は安倍政権が掲げる1億総活躍社会を実現するために新三本の矢として挙げた子育て支援・充実による希望出生率1.8、社会保障改革による介護離職ゼロ、国内総生産・GDP600兆円の数値目標の実現に向けた施策を盛り込んだ平成28年度予算を閣議決定しました。

一般会計の総額は96兆7,000億円を超える規模となり、4年連続で過去最大を更新しました。

歳入では、税収を25年ぶりの高水準と見込み、新規国債発行を2兆円以上減らすことが

できましたが、歳出の膨張に歯どめがかかっていません。

また、昨年6月に閣議決定した政府の経済・財政再生計画は、平成32年度までに国、地方の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスを黒字化する目標の達成に向け、歳出総額から国債費と地方交付税を除いた国の一般歳出を前年度比5,300億円程度の伸びに抑えることを目標としていましたが、伸びは4,731億円となり、目標を達成しました。

私は市長就任以来、親と子と孫と一緒に暮らす朝倉市を目指し、親と子が同居し、または近居することができるよう働く場を確保するための企業誘致、子供を安心して育てられる環境づくりのための医療費の助成、学童保育所の新設、保育所の改築、小中学校の大規模改修と耐震化、生活インフラの整備として三奈木地区等の下水道工事の着手、原鶴地域の浸水対策、池田久喜宮線の整備等を実施してまいりました。

国勢調査によりますと、朝倉市の人口は昭和60年の6万5,128人をピークに年々減少し、平成22年には5万6,355人となっております。ゼロ歳から14歳までの年少人口が減少する一方で65歳以上の老年人口が大幅に増加し、少子高齢化が急激に進行しています。

転入数から転出数を引いたいわゆる社会増減と、出生数から死亡数を引いた自然増減は、平成21年まではいずれも大きく減少する傾向にありましたが、平成22年以降は社会減が小さくなりました。しかし、自然減が大きな状況は続いています。

朝倉市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると平成52年には3万8,750人に減少すると推計されていますが、市の人口ビジョンでは出生率を上げること等により4万1,000人を維持できると推計しました。

このような喫緊の課題であります人口減対策と地域活性化対策につきましては、本議会に上程する朝倉市総合戦略に掲げています特色を生かした仕事ができる朝倉、誰もが住みたい朝倉、安心して結婚、出産、子育てができる朝倉、地域の個性で輝く朝倉、全力で魅力を発信する朝倉の5つの柱を目標とし、各種施策に取り組んでまいります。

朝倉市総合戦略を推進していくための財源として、平成28年度は総額1,000億円、補助率2分の1の国からの地方創生推進交付金が考えられますが、国はこの交付金を安定的、継続的な補助として支援できるように地域再生法を改正し、法に基づく交付金として位置づけるようであります。そうすると各自治体で地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要になります。地域再生計画の申請時期及び決定時期が未定でありますので、本市の当初予算の歳入には未計上であります。決定後は速やかな予算措置を行いたいと考えています。

また、国の平成27年度補正予算として総額1,000億円、補助率10分の10の地方創生加速化交付金が示され、現在、この交付金の計画を策定中であります。交付対象事業の決定が3月中旬となる予定でありますので、本議会の当初提案には間に合いません。したがって、地方創生加速化交付金を利用した事業の補正予算は追加議案または専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

平成28年度は市長就任2年目の3年目となります。就任時に策定しました災害に強いまちづくり、安心して暮らせるまちづくり、環境を大切にするまちづくり、農業の盛んなまちづくり、快適で住みよいまちづくり、市民サービスの向上と健全財政のまちづくりの6つの柱に関する施策を着実に実施し、地域の特色や地域資源を生かし、魅力あふれる朝倉市づくりを目指します。

特に平成28年度は、庁舎及び十文字公園に予定しています総合的体育施設の基本設計を計画しており、十文字公園整備は国からの補助金を最大限獲得できるよう最善の努力を行います。

以上のような考え方で編成しました平成28年度の当初予算を初めとする各議案につきましては、重点施策の6つの柱に基づき説明申し上げます。

第1に、災害に強いまちづくりです。

東日本大震災、九州北部豪雨等の災害の経験から、これまで自主防災組織の強化、自主防災マップの作成、地域防災計画の見直し、コミュニティを中心とした避難支援計画等を実施してまいりました。平成28年度は土砂災害計画区域等を表示した土砂災害ハザードマップを作成します。

また、朝倉老人福祉センターの耐震化工事の実施設並びに木造戸建て住宅の耐震改修工事費補助及び民間施設に対する耐震改修工事費補助を行います。

秋月小中一貫校及び新設杷木小学校の区域には土砂災害警戒区域が一部指定されています。安心な学校を整備することは市の努めでありますので、引き続き県に防災工事の早期着工の要望をしてまいります。

第2に、安心して暮らせるまちづくりです。

子ども医療費については中学生までの入院費の助成は継続し、平成28年10月から小学生の通院費の助成を新設し、子育ての経済的負担を軽減します。

中学生以下に対するインフルエンザ予防接種補助については、接種する医療機関で料金が異なっている中で個人負担1,000円といたしましたが、平成28年度からは市の補助額を3,000円に統一します。

高齢者のインフルエンザ予防接種補助については、ワクチン代の高騰に伴い個人負担を1,500円としました。

子育てをしながら働く環境づくりとして、これまで保育所の増改築及び学童保育所の充実を図ってまいりましたが、平成28年度は蜷城学童保育所の開設、馬田学童保育所の建てかえ及び休日保育を実施します。

また、結婚を希望する男女を初め、これから家庭を築こうとする方の出会いを支援し、多くの方々に市内に住んでいただけるよう縁結び事業は予算を拡大して引き続き取り組んでまいります。

小中学校の教育環境については、平成27年度に中学校の、平成28年度に小学校のエアコ

ンを整備し、快適な教育環境が整う予定です。

今後実施します秋月小中一貫校建設事業及び杷木統合小学校建設事業では、地域の皆様の意見を取り入れて建設を行ってまいります。

また、不登校対策では、不登校復帰支援員を新たに配備し、学校、教育委員会及び教育センターと連携をとりながら対策を行ってまいります。

高齢者に関するさまざまな相談を受け付ける地域包括支援センターは、本庁に1カ所設置して対応してきましたが、4月からは市内3カ所に設置し、よりきめ細やかな体制といたします。

第3に、環境を大切にすまちづくりです。

朝倉市には福岡都市圏の大きな水がめとなっている江川ダム、寺内ダムの2つのダムがあり、3番目のダムとして小石原川ダムの建設が進んでいます。さらに筑後川の流量が豊富で、江川ダム、寺内ダムに空き容量がある場合に、筑後川の水をこれらのダムに貯水し、渇水時に放流することで筑後川の安定流量を保つ筑後川水系ダム群連携事業が計画されています。平成27年10月に関係機関が集まり、第2回目のダム群連携事業検討の場が開催されました。私はこの場で、朝倉市は今まで水源地の役割を果たしてきた。連携事業もその1つであるが、市へのメリットが見出されていない。市の水環境は近年悪化しているが、連携事業は水環境の改善に寄与するものでなければならない。環境アセスメント評価がなされないまま事業が実施されようとしていることへの不安がある。朝倉地域には独特の環境、生物等が生息しているが、筑後川からの流入水でどのような影響があるのかわからない状況で事業を進めるのは心配である。環境アセスメント評価が実施されないのであれば、それにかわるものの提示が必要であることなどを訴え、この事業に対する賛成、反対の意思は表明しておりません。今後の状況を見ながら市の方針を決定していきたいと考えております。

また、本市は絶滅危惧種であるスイゼンジノリの自生地であります。スイゼンジノリの保全のための水確保の補助を継続し、豊かな自然に恵まれた地域資源である水に対する総合的な政策を進めていくために水政策アドバイザーを新たに設置し、地域の水資源の確保や水環境に関する施策の推進を図ってまいります。

第4に、産業の盛んなまちづくりです。

平成26年度からは朝倉市の特産品開発及びパッケージ作成の補助を実施してきました。中でも「親鳥炒飯」、原鶴温泉化粧水「鶴姫」等が好評で、特にカラシナの仲間であるツボミナを古づけにした「愛ばあちゃんの蕾菜漬」は完売の状況であります。平成28年度もこれら農林水産物加工品、工芸品等の地域資源を朝倉ブランド商品として売り出すための統一ロゴマークや総合的なイメージづくりを進めます。

また、朝倉市の生産物を活用した商品開発の補助も継続します。

農林業については、園芸農業の施設、機械整備に対する補助及び生産コスト削減のため

の高性能農業機械導入、特産農産物振興、6次産業化推進事業等に対する補助を継続し、老朽したため池の改修を引き続き実施します。

また、当初計画より大きく来店者がふえた三連水車の里あさくらにトイレを増設するための設計費を計上いたしました。

平成23年度から産業政策マネジャーを配置し、企業誘致に一定の効果を上げてきました。市内に雇用の場をふやすことは重要なことですので、引き続き産業政策マネジャーを配置し、市民の雇用の場の確保に努めます。

また、市外で暮らす孫が祖父母の住む朝倉市へ転入する孫ターンを推進するため、市内在住の方と同様に孫ターンをする方を雇用するよう企業に働きかけを行ってまいります。

商工会議所、商工会等が行うプレミアムつき地域振興券の発行に対する助成は引き続き実施し、消費の喚起と地域経済の活性化を図ってまいります。

第5に、快適で住みよいまちづくりです。

下水道の整備については、平成27年度に福田地区の単独公共下水道区域を筑後川中流右岸流域下水道へ接続する可能性調査を実施してまいりましたが、区域の見直しを行うことで可能との結果が出ました。現在、県と協議中ですが、協議が調い次第、福田地区を筑後川中流右岸流域下水道に編入する汚水処理構想の変更を行います。

三奈木地区等の特定環境保全公共下水道の区域については、平成29年4月から一部供用開始ができるよう工事の推進に努めます。

市営住宅については、松の木団地の整備が終了し、天神町団地の建てかえ建設工事及び中町団地建てかえのための実施設計を行います。

甘木鉄道は小郡駅、基山駅で西鉄またはJRに乗りかえることで福岡方面、久留米方面への通勤、通学のための重要な交通手段となっています。この路線は旧国鉄時代の赤字路線として廃止予定であったものを、当時の関係者の努力で第三セクターとして残されたものであります。基山でJRに乗りかえることなく、そのまま博多駅まで行くことができるとなれば、甘木鉄道の利用がふえ、定住促進にもつながります。この博多駅直通電車の可能性を検討いたします。

朝倉農業高等学校跡地の整備については、土地を寄附していただいた同校の同窓会の思いを酌み、農のエリア及び農業団体の活動エリアを整備し、分散、老朽化している体育施設の集約とともに、市民の憩いの場と交流拠点の場として総合的体育施設整備を計画しています。平成28年度は総合的体育施設の基本設計及び敷地内の校舎の解体工事を予定しています。施設設計には多くの財源を必要とすることから、国の都市公園事業の補助を予定していますが、現状の国の財政を鑑みると厳しい状況が推測されますので、全力を挙げて補助金の獲得に努めます。

市内の各地に空き家がふえてきています。特に山間部に多く、人口減に伴い地域の活力が低下しています。これらの住宅を市外からの移住用の住宅または店舗等として利用でき

るよう宅地建物取引業協会と共同で空き家の調査、登録を行います。

一部の地域を除いて市内では過疎化が進行しています。地域のいろいろな課題を解決し、地域を活性化するため、総務省が推奨している集落支援員を設置します。

第6に、市民のサービスの向上と健全財政のまちづくりです。

平成26年に実施した診断で耐震不足が判明した本庁舎は建てかえの検討を進めています。平成18年3月の合併時に決定された合併協定書では、庁舎の配置方式については本庁・支所方式とすると決定されていますが、現在の庁舎の配置は、本庁舎の事務スペースの不足から一部の課を朝倉支所等に分散して配置している状況です。庁舎の配置方式については、当時の関係者の並々ならぬ御苦勞の末に合意された重大な決定であると認識しており、引き続きこの協定を実施していくことは、2代目市長として市政を任せられた私の使命と考えていますが、一方で、庁舎支所方式を見直し、本庁機能を一部分散化したほうがよいという声があることも承知しているところであります。

新庁舎の場所についてはピーポート甘木周辺と決定していますが、庁舎の規模や詳細な建設地については検討中であるため、庁舎建設の基本計画がまだ策定できておりません。基本設計、実施設計の予算は平成28年度予算に計上させていただいておりますが、今後、議会及び市民の皆様の意見を十分に拝聴した上で、基本計画を策定した後に取りかからさせていただきますと考えております。

組織体制については、庁舎建設事業と朝農跡地対策事業を事業量の増大に伴い総合政策課から分離し、独立した課といたします。

また、組織のスリム化を図るため大課制を目指し、総務部内の課を統合、再編するほか、市街地活性化推進室は都市計画課の中に組み入れます。

下水道使用料は原則として水道使用料をもとに計算されます。現在、下水道課は5階に、水道課は2階にあるため、市民の利便性や事務の連絡に不便を来しています。水道課を5階に移動することで2つの課の連携を密にし、仕事の効率アップを図ってまいります。

ふるさと納税については、今年の6月からお礼の品を充実したところ、平成27年末で1億8,000万円を超える寄附額となりました。寄附により財政の好転に大きな影響を与えると同時に、お礼の品を地域の産物に限定することで地域の農産物、商品の販売増に大きく貢献しています。平成28年度はさらにお礼の品を拡充することで朝倉市を応援していただけの方をふやし、3億円の寄附金を目標といたします。

国民健康保険特別会計の慢性的な赤字対策として、平成26年度に2億円の一般会計繰り出しを行い、平成27年度から国民健康保険税を上げさせていただきましたが、根本的な赤字解消には至っておりません。増大する医療費の削減策として特定健診の未受診者に対する指導の強化、柔道整復師の頻回受診の点検、健康増進のためのスロージョギングやステップ運動の推進を行います。また、飲み残しの薬がある場合は処分される薬を減らすために取り組む事業である節薬バッグ運動を薬剤師会と共同で実施し、医療費の抑制を図りま

す。加えて本年末に赤字の状況を勘案して一般会計からの繰り出しを行います。

本年4月から電力小売が全面自由化となり、新規参入の電力事業者が出現すると電力の購入先の選択肢がふえてきます。市の公共施設の電力使用状況を調査し、市に有利な電力業者を選択いたします。

以上、平成28年度の施政方針について申し上げましたが、今後、税収の減などの不透明な要因はありますが、庁舎の建設のほか、将来の人口減に対する対策等、今すべきことを実施しないとさらなる減収、人口減となるおそれがあります。議員各位には重ねて御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

(市長降壇)

○議長(浅尾静二君) 以上で施政方針の説明は終わりました。

補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(堀内善文君) ただいまの市長の施政方針の中で一部言い間違いがございますので訂正させていただきます。

皆様方のお手元にあります資料によりますと2ページになります。市長就任2年目と言いましたが、これは2期目でございますので訂正をお願いしたいと思います。

それから、重点事業の柱の中で産業の盛んなまちづくりと言うところを農業の盛んなまちづくりというふうに申し上げました。産業の盛んなまちづくりでございます。

それから、資料では7ページになりますけど、庁舎の配置方式を本庁・支所方式と言うべきところを庁舎支所方式と申し上げました。本庁・支所方式でございます、訂正お願いいたします。

それから最後でございます。資料は8ページになりますが、飲み残しの薬がある場合は処分される薬をと申し上げましたが、処方される薬をとということでございますので、訂正方、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(浅尾静二君) 次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告2件、議案49件の送付を受けました。

これを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田俊介君) 本日提案いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

本定例会では、報告について2件、専決処分について1件、当初予算について12件、補正予算について9件、条例の改正及び制定について21件、計画の変更及び策定について4件、市道路線の廃止及び認定について各1件、合計51件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号平成27年度朝倉市土地開発公社の決算について及び報告第2号朝倉市

土地開発公社の清算終了につきましては、朝倉市土地開発公社の解散に伴うものでありまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものであります。

次に、第1号議案専決処分につきましては、国において地方税分野における個人番号利用手続の一部の見直しが行われたことに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、当初予算につきまして説明申し上げます。

第2号議案平成28年度朝倉市一般会計予算につきましては、当初予算規模を315億6,000万円とし、対前年度比24億6,000万円、8.5%の大幅な増となっています。これは主に杷木統合小学校建設事業、ふるさと応援寄附金事業及びそれに伴う積立金等、天神町団地建てかえ事業、杷木地域放送整備事業等によるものです。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

市税は、法人市民税の税制改正の影響による減収等が見込まれることから、対前年度比1億8,597万8,000円、2.6%の減となりました。

次に、一般財源等の中で大きな割合を占める地方交付税及び臨時財政対策債は、国が示した平成28年度の地方財政計画では地方税等がリーマン・ショック以前の水準にまで回復すると見込まれる中、地方交付税総額は前年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を16.3%減と大幅に抑制されています。

本市においては、基準財政需要額において合併算定がえの段階的縮減や国勢調査人口減による減要因もあるものの、公債費の伸び等が見込まれるため、対前年度比で地方交付税が2億4,500万円、3.4%の増と臨時財政対策債が9,000万円、9.3%減となりました。

このことから歳入の根幹をなします市税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額は9,902万2,000円、0.6%の増となりました。

次に、歳出の主な内容につきまして目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、総務費は、ふるさと応援寄附金事業及びそれに伴う積立金等、小石原川ダム水源地域整備事業、杷木地域放送整備事業並びに庁舎建設事業の増等により2億8,726万9,000円、6.5%増の46億5,047万5,000円といたしました。

民生費は、子育て世帯臨時特別給付事業及び生活保護費の減等はあるものの、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金、障害福祉サービス事業、老人福祉施設建設補助事業の増等により3億7,301万9,000円、4.3%増の91億2,812万2,000円といたしました。

農林水産業費では、中山間地等直接支払事業及び水資源機構へ両筑平野用水2期事業負担金の減等はあるものの、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金及びため池、農業用施設等を整備する農村環境整備事業の増等により1億5,915万2,000円、10.1%増の17億3,224万4,000円といたしました。

土木費は、市街地活性化事業第2期事業、松の木団地建てかえ事業の減等はあるものの、十文字公園整備事業及び天神町団地建てかえ事業の増等により4,958万5,000円、1%増の47億7,396万4,000円といたしました。

教育費は、秋月博物館建設費の減等はあるものの、杷木統合小学校建設事業及び小学校空調設置整備事業、総合市民センター駐車場用地購入費の増等により15億3,399万8,000円、53.2%増の44億1,513万5,000円といたしました。

なお、詳細内容につきましては予算審査特別委員会におきまして担当職員から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計につきまして説明申し上げます。

第3号議案平成28年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比50万3,000円、5.7%減の834万8,000円といたしました。

第4号議案平成28年度朝倉市簡易水道特別会計予算につきましては、対前年度比22万7,000円、2.1%増の1,084万4,000円といたしました。

第5号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定において対前年度比1億2,146万6,000円、1.4%減の87億7,569万7,000円といたしました。

直営診療施設勘定におきましては、対前年度比449万8,000円、1.6%減の2億6,984万5,000円といたしました。

第6号議案平成28年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比4,494万円、5%減の8億4,978万3,000円といたしました。

第7号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、介護予防に力を入れた総合事業を実施するとともに、これまで市役所本庁1カ所で行っていた地域包括支援センターを廃止し、社会福祉法人に委託した地域包括支援センターを市内3カ所に設置することで、より充実したきめ細かな対応ができるようにしました。この経費を含む予算総額は、保険事業勘定において、対前年度比1億7,253万7,000円、3.1%増の57億214万9,000円といたしました。

介護サービス事業勘定におきましては、対前年度比2,096万8,000円、93.1%減の154万5,000円といたしました。

第8号議案平成28年度朝倉市下水道事業特別会計予算につきましては、福田地区を筑後川中流右岸流域下水道に編入する汚水処理構想の変更を行うこととしています。この経費を含む予算総額は、対前年度比1億944万1,000円、4.6%増の24億8,825万7,000円といたしました。

第9号議案平成28年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、対前年度比1,405万5,000円、3.3%増の4億3,456万3,000円といたしました。

第10号議案平成28年度朝倉市個別排水事業特別会計予算につきましては、対前年度比179万3,000円、0.6%増の3億23万4,000円といたしました。

第11号議案平成28年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算につきましては、対前年度比33万5,000円、72.8%増の79万5,000円といたしました。

次に、第12号議案及び第13号議案につきましては、企業会計予算に関する議案であります。

第12号議案平成28年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間547万5,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に1億4,876万4,000円、支出に1億1,029万3,000円を計上いたしております。

また、資本的収入及び支出につきましては、キリンビール福岡工場への工業用水管更新工事を行うこととし、収入に3億4,541万5,000円、支出に3億4,689万9,000円を計上いたしておりますが、不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものであります。

第13号議案平成28年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間270万1,413立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において、収入に6億1,782万5,000円、支出に5億2,025万1,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出においては、収入に5,138万3,000円、支出に3億33万9,000円を計上いたしておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、第14号議案から第22号議案までの補正予算に関する議案につきまして説明申し上げます。

第14号議案平成27年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、国の補正予算に係る主なものとして、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、県営両筑平野かんがい排水2期事業及び甘木鉄道施設整備事業の負担金等が対象となったこと、公債費を繰上償還すること、国民健康保険特別会計への赤字補填繰入金並びに既定経費の減額に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ8億4,007万3,000円を減額し、予算総額を291億307万7,000円といたしました。

第15号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定において前年度の一般被保険者療養給付費の確定等に伴う国、県への返還金、一般会計からの赤字補填繰入金等を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ5,631万円を追加し、予算総額を96億4,074万4,000円といたしました。

直営診療施設勘定につきましては、病理診断臨床検査業務委託について債務負担行為の変更をするものです。

第16号議案平成27年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、社会保障・税番号制度に伴うシステムの改修経費について繰越明許費を設定するものであります。

第17号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定において社会保障・税番号制度に伴うシステム改修経費について繰越明許費を設定するものです。

第18号議案平成27年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定経費の減額等に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ3,847万1,000円を減額し、予算総額を23億4,034万5,000円といたしました。

第19号議案平成27年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定経費の減額に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ477万5,000円を減額し、予算総額を4億1,573万3,000円といたしました。

第20号議案平成27年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定経費の減額に伴い補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ1,100万円を減額し、予算総額を2億8,744万1,000円といたしました。

第21号議案平成27年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出におきまして給与改定による給与費について補正するものでありまして、収益的支出38万4,000円を増額し、支出合計を1億2,445万7,000円といたしました。

第22号議案平成27年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出におきまして、上水道の高料金対策に要する経費への繰り入れ基準の変更による他会計負担金及び寒波による特別損失について補正するものでありまして、収益的収入を941万4,000円減額し、収入合計を5億9,407万6,000円とし、収益的支出を300万円増額し、支出合計を5億3,132万8,000円といたしました。

また、資本的支出において、来春一ツ木線ほか配水管布設工事の減工により資本的支出を2,000万円減額し、支出合計を3億4,921万円といたしました。

次に、第23号議案行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、行政不服審査法が公布されたことに伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第24号議案公益的法人等への朝倉市職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第25号議案朝倉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第26号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市議会議員及び市長等の

期末手当の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第27号議案朝倉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消費生活専門相談員及び投票立会人の報酬の額の改定等を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第28号議案朝倉市法令に基づく出頭者及び公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第29号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定方針に準じて職員の給与の改定を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第30号議案朝倉市いじめ防止対策推進条例及び朝倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、組織機構の見直しを実施することに伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第31号議案朝倉市女性センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市女性センターの冷暖房使用料を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第32号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第33号議案朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、蜷城学童保育所を平成28年4月1日から公の施設として設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第34号議案朝倉市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童扶養手当等の一部が改正されたことに伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第35号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童の入院外に係る医療について支給する子ども医療費の対象者を12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者まで拡大したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第36号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い規定の

整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第37号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されることに伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第38号議案朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第39号議案朝倉市農業農村整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県が行う農業農村整備事業に要する費用に充てるため、受益者から分担金を徴収する事業を追加したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第40号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営住宅に優先的に先行して入居させることができる者の範囲を広げたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第41号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営住宅桑原団地に汚水処理施設を設置することに伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第42号議案朝倉市行政不服審査会条例の制定につきましては、行政不服審査法が公布されたことに伴い、朝倉市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第43号議案朝倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につきましては、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律により消費者安全法の一部が改正されることに伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第44号議案辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、佐田辺地に係る総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第45号議案朝倉市総合戦略の策定につきましては、平成27年度から平成31年度までを対象期間とする朝倉市総合戦略を策定するに当たり、朝倉市議会の議決をすべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第46号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の策定につきましては、平成28年度から平成32年度までの朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）を策定するに当たり、

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第47号議案辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、黒川辺地における平成28年度から平成30年度までの辺地に係る総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第48号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第49号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただくようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(浅尾静二君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(堀内善文君) ただいまの提案説明の中で、一般会計の説明、総務費の中で予算額2億8,276万9,000円と言うところを2億8,726万9,000円と申し上げました。訂正お願いいたします。

それと第34号議案でございますが、条例の名称の中で朝倉市ひとり親家庭等医療費でございます、家庭等を申しておりません、そこ、等がありますのでよろしく願いいたします。

以上2点でございます。

○議長(浅尾静二君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は、3月1日の本会議において行います。

次に、市庁舎整備特別委員長報告を議題とし、市庁舎整備特別委員長の報告を求めます。市庁舎整備特別委員長。

(市庁舎整備特別委員長 稲富一實君登壇)

○市庁舎整備特別委員長(稲富一實君) ただいま議題となりました市庁舎整備に係る特

別委員会において慎重に調査を行いましたので、その内容と経過について簡潔に御報告いたします。

本特別委員会は、平成27年3月まで設置された市庁舎整備検討特別委員会の調査報告を受け、平成27年5月の地方統一選挙後の初議会において設置されました。

本特別委員会の前に設置された市庁舎整備検討特別委員会の調査報告は、財政状況を勘案し、本庁機能が分散してる状況を踏まえ、建築費や建築面積を抑制した庁舎の建てかえが適当な方法であるとした内容でした。

本特別委員会では、平成28年2月9日までの間に庁舎のあり方や財政の見通し、市民の利便性を熟慮し、19回の議論を重ねたところであり、まとまりを見た4点について報告させていただきます。

第1点に、庁舎建設の候補地についてであります。

このことについては平成27年6月定例議会において既に中間報告として行っておりますが、改めて報告いたします。内容は、財政面や市民の利便性、また交通アクセスやまちづくりの発展性など、さまざまな角度から候補地は現庁舎北側、ピーポート甘木周辺、旧甘木バスセンター周辺、甘木鉄道甘木駅周辺の4カ所のほかに市道来春一ツ木線と岩入娘田線及び千代丸堤線の交差する周辺を加え、選定に際して1つ目に、財政負担が少ないこと、2つ目に、行政サービスの集中化及び効率化が図られること、3つ目に、他の官公庁との連携が容易で防災体制の拠点化が図られること、4つ目に、公共交通機関や主要な幹線道路等のアクセスがよい場所であることを条件に絞り込み、ピーポート甘木周辺を候補地とした報告でありました。

以後は平成27年6月定例議会以降の調査内容となっておりますが、第2点は、用地購入についてです。

市執行部では、歴史資料館を含め1万平方メートルを予定していましたが、県との協議を進められる中で、歴史資料館用地の減額が受けられないかと新しく建てかえた場合の建設費に対して一部補助はあるものの維持管理費は市が負担するようになること、加えて歴史資料館南側用地にある倉庫収納物の移転費用など取得に係る費用も大きく、かなりの負担が生じることが判明しました。

また、歴史資料館用地とその歴史資料館南側用地5,000平方メートルを分けての譲渡も可能との説明を受けました。

しかし、歴史資料館が建設された背景や、新しく建設された場合の維持管理が市の負担となるため、市執行部では歴史資料館の存続をすとして歴史資料館南側用地のみの購入を検討したい旨が報告されました。

本特別委員会では、当初の案どおり将来性を考慮し1万平方メートルを購入したほうがよいという意見や、財政を考慮し、市執行部案どおり5,000平方メートルを購入し、歴史資料館を存続させたほうがよいという意見が出ましたが、購入費の増大が市庁舎整備建設

費を大きく膨らませることや歴史資料館の維持管理費の負担が予想されることから、歴史資料館南側用地の5,000平方メートルを購入するとした意見でまとまりを見ました。

次に、第3点の庁舎の配置方式についてです。

平成17年3月10日に調印された合併協定書には、庁舎配置方式は本庁・支所方式とあるものの、現状は農林商工部や環境課が分散している状況や、前身の市庁舎整備検討特別委員会の財政状況を勘案し、本庁機能が分散している状況を踏まえ、建築費や建築面積を抑制した庁舎の建てかえが適当とした考えを軸に議論を進めました。

市執行部としては、朝倉、杷木の支所機能は充実した上で集中化を図り、効率化を目指す市庁舎にしたいという提案もありましたが、建物の大きさや場所が決まらずに判断できない状況で、農林業者の利便性のため、農林商工部は朝倉支所を拠点とするのがよいこと、農林商工部や環境課を集中させるためには床面積約1,400平方メートルを必要とするため、その事業費約7億円が増加すること等の意見から、わずかに分散型が集中型を上回りました。

しかし、このことは合併協定書には相反するものの、今後においても集中化に反対するというのではなく今後の財政見通しを踏まえては、将来は集中化を図るべきだという意見が多くを占めておりました。

最後に、第4点の庁舎建設場所であります。

市執行部によりますと、歴史資料館を残すということで第1駐車場に建設したいとの提案がなされましたが、第1駐車場は市立図書館や卑弥呼ロマンの湯の利用者が駐車されており、ここに建設すると市民の利便性が著しく損なわれるおそれがあることから、歴史資料館南側用地の5,000平方メートルに建設したほうがよいという意見でまとまりを見ました。

なお、第1駐車場に建設の考えの方は1人もおられませんでした。

以上4点について本特別委員会のまとまりを見たところですが、市執行部により今後10年の財政見通しを示されましたが、合併優遇措置が平成32年に終了するとともに、朝倉農業高校跡地活用事業や杷木地域新設小学校、秋月小中一貫校建設という大型事業が動き始める中であって、今後の朝倉市の将来を憂慮し、苦渋の判断をしたことを申し添えて、委員長報告といたします。

○議長（浅尾静二君） 以上で市庁舎整備特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（市庁舎整備特別委員長 稲富一實君降壇）

○議長（浅尾静二君） ただいまの委員長報告をもって市庁舎整備特別委員会の調査は終

いたしました。御了承願います。

お諮りいたします。

第2号議案については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、本件については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを予算審査特別委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。

第45号議案については総合戦略審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、本件については総合戦略審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました総合戦略審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを総合戦略審査特別委員に選任することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あらかじめお伝えいたします。次回26日の本会議は一般質問の1人当たりの持ち時間を70分とすることにより、特に午前9時半に繰り上げて開くことにします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時8分散会